

「Web 会議システムを利用した会議への出席について」の制定について

1 制定の趣旨

昨今の新型コロナウイルス感染症の状況等に鑑み、委員等による Web 会議システムを利用した会議への出席を可能とするため、所要の規定整備を行う。

2 規定の内容

「Web 会議システムを利用した会議への出席について」を資料 205-2 のとおり制定する。

規定の内容のポイントは次のとおり。

- (1) 委員長が必要と認めるときは、委員等は、Web 会議システムを利用して会議に出席することができる。(第 1 項関係)
- (2) Web 会議システムによる出席は、定足数上、電気通信紛争処理委員会令に規定する出席に含めるものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員等に伝わり、適時的確な意見表明を委員等相互で行うことができるときも同様とする。(第 2 項関係)
- (3) Web 会議システムの利用において、音声を送受信できなくなった場合には、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。(第 3 項関係)
- (4) Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に視聴させてはならない。(第 4 項関係)

3 施行期日

委員会で制定を決定した日

【関係規定】

○電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）（抄）
（委員会の運営）

第 16 条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。